

資料 14

宇和島市指定管理料スライド制度

1 趣旨

近年は人件費の上昇や物価高騰による管理運営経費の増加が、指定管理施設の管理運営に影響を及ぼしてきている。

今後も賃金水準・物価水準（以下「賃金水準等」という。）の更なる上昇が見込まれることから、指定管理施設の安定的な管理運営を図るため、指定期間内の賃金水準等を測る指標等に一定以上の変動がみられた場合、指定管理料に反映させる仕組みである「指定管理料スライド制度」を導入する。

2 概要

（１）基本的な考え方

募集時に指定管理申請者から提出された収支計画書の各年度に係る経費（負担金、減価償却費、公課費等を除く。）の積算額を基として、算出したスライド額を予算の範囲内において、翌年度の指定管理料に反映する。

※利用料金制や納付金制を導入している指定管理施設については、利用料金や納付金の増減等により対応することができるものとする。

※自主事業、自主企画事業に係る経費は対象としない。

（２）対象施設

令和９年度以降に指定期間が開始する全ての指定管理施設を対象とする。

（３）適用時期

指定管理２年目の指定管理料から指定管理料スライド制度を適用する。

※指定管理初年度の指定管理料については、募集時の積算に現在の賃金水準等が反映されているとみなし、適用の対象としない。

（４）賃金水準等の変動のうち指定管理者が負担する範囲

指定期間を通じ、±１％の範囲は、指定管理者の負担とする。

（５）賃金水準等の変動による指定管理料等の変更

賃金水準等の変動により、指定管理料等が不相当となったと認めたときは、相手方に対する通知をもって指定管理料等の変更を申し出ることができることとし、当該変更は協議により決定するものとする。ただし、原則としてスライド額は、客観的な指標を用いて算出するものとする。